

【1】生まれる・育てる



1. 概要

子どもに関する相談には、「妊娠、出産」、「子育て」、「教育」などに関する相談があります。

「妊娠、出産」などの母子保健については、住民であれば、国籍に関係なく人道的な観点からすべての人が保障されます。厚生労働省の通知によれば、在留資格の有無にかかわらず、外国人は居住する市町村に届出ることにより母子健康手帳の交付を受けることができるとされており、妊産婦や乳幼児に対する保健指導（健康診査）、医療の提供、妊娠前から、出産・子育てについて、市区町村役場や保健センター（保健所）に相談できます。また、安心して地域で子育てができるように、子育てについて総合的に相談ができる子育て世代包括支援センターが2020年度末までに全国展開される予定です。

「子育て」については、全ての児童が適切な養育を受け、健やかな成長・発達、自立を保障されるように、国や地方公共団体は保護者を支援するとされています。妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援等を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立を防ぎ、児童虐待（→P.28）リスクを少なくするように、市町村および児童相談所の体制の強化や様々な施策が講じられています。

また、理由は様々ですが、ひとり親（→P.24）で子育てをする家庭は増えています。子どもたちがその置かれている環境に関わらず、心身ともに健やかに育成されるためにひとり親施策が講じられています。

2. 主な相談窓口

	相談内容	相談窓口	関連する制度・サービス等
出産手続きについて相談したいとき	産前・産後の健康について	保健センター（または保健所）	①、②、③、⑤
	妊婦健診、出産費用について	市区町村役場、保健センター（または保健所）	③、④、⑥
	産休・育休中の生活費について	健康保険組合、ハローワーク	⑦、⑮
	出産後の手続きについて	市区町村役場、在日大使館（領事館）、入国管理局	P.26「外国籍の子どもの出産後の手続き」
子育てについて相談したいとき	・子どもの発育や健康について ・育児や家事について ・孤立や不安なとき	保健センター（または保健所）、市区町村役場	⑧、⑨、⑫、⑬、⑭
	子どもを預ける場所について	市区町村役場	⑪、⑫
	子どもの引きこもり、非行について	児童相談センター	P.29「児童相談所の役割」
	子どもに手をあげてしまうことがある	市区町村役場、児童相談センター	P.29「児童相談所の役割」
子どもに関する費用について相談したいとき	教育費について	市町村教育委員会（公立小中学校）、県教育委員会（県立高等学校）	⑰、「子どもの教育編」（→P.129）
	医療費や養育費について	市区町村役場	⑩、⑯
ひとり親に関する相談をしたいとき		市区町村役場、福祉相談センター	⑱、⑲、⑳、㉑
障害児について相談したいとき		保健センター（または保健所）、市区町村役場	P.56「障害のことについて相談したいとき」

3. 関連する制度・サービス等

◆ 母子健康手帳

母子健康手帳は、妊婦健康診査や入院助産をはじめ、母子の健康に関する様々な保健サービスを利用してもらうためのものです。妊娠がわかったら、まずはこの手帳を取得するよう伝えましょう。(→P.27)

名称	概要	問合せ先	根拠法	外国人の適用	備考
①母子健康手帳の交付	妊娠・出産の状態、乳幼児期の経過、予防接種の記録のほか、妊産婦の健康管理および新生児の養育に当たり必要な情報を記載。母親が自分で記録を書き込める形式になっている。	市区町村役場、保健センター(または保健所)	母子保健法	国籍要件なし。 在留資格に関わらず、居住地の市町村で交付される。	P.108「母子健康手帳」

◆ 妊娠・出産に関する制度・サービス

名称	概要	問合せ先	根拠法	外国人の適用	備考
②助産師・保健師による訪問指導	妊娠中の過ごし方、出産の準備、新生児の発育・妊産婦の不安や悩みなどについて、それぞれの状況に応じた相談ができる訪問指導。	保健センター(または保健所)	母子保健法、児童福祉法	国籍要件なし。 在留資格の有無は問わない。	
③妊婦健康診査の助成	妊婦健診の費用の一部を公費で負担するもの。「妊婦健診費助成の受診票」をもらって、受診する。14回程度の助成が受けられる。	市区町村役場、保健センター(または保健所)	母子保健法	国籍要件なし。 在留資格の有無は問わないが、在留カードを持たない外国人に費用を負担しない市町村も一部あり。	
④入院助産制度	出産にあたって、保健上必要であるにもかかわらず経済的な理由で病院または助産所に入院できない妊産婦を対象にその費用を助成。必ず出産前に手続きを行う必要がある。	市区町村役場、福祉事務所	児童福祉法	国籍要件なし。 在留資格の有無は問わない。	
⑤産後ケア事業	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てできるようにする支援事業。	市区町村役場、保健センター(または保健所)	母子保健法	国籍要件なし。	
⑥出産育児一時金	国民健康保険、健康保険組合、全国健康保険協会、共済保険に加入している場合、一時金として42万円が支給される。	市区町村役場、各健康保険組合または協会けんぽ各支部	健康保険法	国籍要件なし。	左記いずれかの健康保険に加入している人。健康保険の加入には在留資格制限あり。(→P.16)
⑦出産手当金	健康保険の加入者本人が出産のため会社を休み、給料を受けられないときは、出産(予定)日以前42日から出産日後56日までの範囲内で、出産手当金が支給される。	各健康保険組合または協会けんぽ各支部	健康保険法	国籍要件なし。 就労可能な在留資格を持ち、社会保険に加入している人。	

◆ 子どもの健康に関する制度・サービス

名称	概要	問合せ先	根拠法	外国人の適用	備考
⑧乳幼児健康診査	3~4か月、1歳6か月、3歳などの乳幼児を対象に、発育・発達の診察、身長・体重の測定、育児相談など。	保健センター(または保健所)	母子保健法	国籍要件なし。 在留資格の有無は問わない。	
⑨予防接種	予防接種法に基づく予防接種の多くは、自己負担なしで接種可能。(定期予防接種)	市区町村役場、保健センター(または保健所)	予防接種法	国籍要件なし。	市町村が「当該市町村の区域内に居住する者」と認められた場合に限る。
⑩乳幼児医療費助成制度(子ども医療)	公的保険に加入している人を対象に市区町村で医療費の負担を行う。	市区町村役場	各自治体の条例に基づく	国籍要件なし。	国民健康保険、社会保険等、公的保険に加入している人。

◆ 育児に関する制度・サービス

名称	概要	問合せ先	根拠法	外国人の適用	備考
⑪ 保育園 (幼稚園*)	保育園は保護者が仕事などで家庭で保育できない場合に預けることができる施設で、0歳から預けることができる。 *幼稚園は、保育園とは異なり、幼児教育を行う場で、3歳から通うことができる。	市区町村役場	【保育園】 児童福祉法 【幼稚園】 学校教育法	国籍要件なし。 当該市町村に住所があり、在留資格がある人。	就労等の理由で保育が必要な人。
⑫ ファミリー・サポート・センター事業	子育て中の人を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する人と当該援助を希望する人との相互援助活動に関する連絡調整を行うもの。	市区町村役場	児童福祉法、子ども・子育て支援法、各自治体実施要綱	国籍要件なし。	当該市町村に住所がある人。実施していない市町村もあり。名称も市町村によって異なる。
⑬ 産前・産後ヘルパー派遣事業	妊娠中や産後の育児や家事を行うことが困難な家庭に、育児や家事などのサポートを行うもの。有償で援助の内容に制限がある。	市区町村役場	各自治体実施要綱	国籍要件なし。	当該市町村に住所がある人。実施していない市町村もあり。名称も市町村によって異なる。
⑭ 地域子育て支援拠点事業	「子育てサロン」など、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流を行う場。	市区町村役場	児童福祉法、子ども・子育て支援法	国籍要件なし。	実施していない市町村もあり。名称も市町村によって異なる。
⑮ 育児休業給付金	雇用保険の被保険者が1歳未満の子どもを養育するために育児休業を取得した場合、一定の要件を満たすと支給を受けることができる。	ハローワーク	雇用保険法	国籍要件なし。 就労可能な在留資格があり、雇用保険に加入している人。	
⑯ 児童手当	日本国内に住所を有し、中学校卒業までの子どもを養育している人に支給される。外国人は、日本国内に住所を有する場合、支給される。	市区町村役場	児童手当法	国籍要件なし。	日本国内に住所を有する人。子どもが海外に住んでいる場合は原則として支給されない。
⑰ 就学援助	小中学校に在学する児童・生徒の保護者が、子どもを就学させることが経済的に困難な場合に、就学に必要な費用が援助される制度。	市町村教育委員会	学校教育法 就学援助法	国籍要件なし。	当該市町村に住所がある人。

◆ ひとり親家庭への支援

名称	概要	問合せ先	根拠法	外国人の適用	備考
⑱ 児童扶養手当	ひとり親家庭、父もしくは母が重度の障害を有し、18歳以下*の児童を養育している人が対象。外国人は日本国内に住所を有して、要件を満たしている人。所得制限がある。	市区町村役場	児童扶養手当法	国籍要件なし。	日本国内に住所を有して、要件を満たしている人。
⑲ 愛知県遺児手当	ひとり親家庭などで、18歳以下*の子どもを養育している場合には、最大5年間支給される。	市区町村役場	愛知県遺児手当支給規則	国籍要件なし。	愛知県内に住所を有して、要件を満たしている人。
⑳ 母子・父子家庭の医療制度	ひとり親家庭等の18歳以下*の子とその子を扶養している父親または母親が医療機関で診療を受けた場合には、医療保険自己負担額が支給される。所得制限がある。	市区町村役場	各自治体の条例に基づく	国籍要件なし。	当該市町村に住所を有して、要件を満たしている人。
㉑ 母子・父子自立支援員等による相談	ひとり親家庭の人が自立できるよう、生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談などを総合的に行う。	市区町村役場、福祉相談センター	母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子自立支援員の設置要綱	国籍要件なし。	当該市町村に住所を有して、要件を満たしている人。

*18歳到達後の最初の3月末まで

4. 外国人対応のポイント

◆ まずは母子健康手帳を取得

母子健康手帳は、妊娠初期から子どもが小学校に入学するまでの間の母子の一貫した健康記録として妊婦に交付されるもので、住民登録をしていない外国人でも、居住地の市町村に妊娠の届出を行えばもらうことができます。この手帳を持っていれば、妊婦健診や健康相談を受けることができます。また、居住地の市町村によっては、乳幼児健診や予防接種を受けられることもあります。

外国人の中にはこの制度のことを知らなかったり、言葉の問題から利用方法がわからなかったりする人もいますので、妊娠がわかったら、まずはこの手帳を取得するよう伝えましょう。

◆ 孤立する外国人保護者

外国人は、日本国内に親族がいない人も多く、子育てに頼れる存在がありません。また日本語があまりできなかったり、子育てに関する文化的背景が異なったり、子育てサービスの利用について知らなかったりすることなどから、地域から孤立してしまう人もいます。特に、近くに頼れる親族がいない場合には、子育てサロン(→P.24⑭)など行政の相談窓口で相談できることを伝えましょう。

日本語があまりできない人には、相談者の理解を得た上で、相談機関に相談者に関する情報を提供したり、併せて国際交流協会(→P.102)などの通訳制度の利用を案内したりするなど、行政サービスにつなげられるように工夫しましょう。

◆ 日本での子どもの就園について、その独自のしきみを明確に

「保育園」、「幼稚園」などの区別のつかない外国人保護者はとても多いです。例えば、保育園は、0歳から預けることができる保育施設で、幼稚園は、3歳から通うことができる幼児教育施設であること、また、申請窓口の違い、公立と私立の違い、など、それぞれの違いをしっかりと説明してあげましょう。その他、保育園や幼稚園の行事や持ち物についても外国人の親にとっては分からないことが多くありますので、きちんとした情報提供が必要になります。(→P.108「幼稚園・保育園ガイドブック」)

保育園、幼稚園の選択肢の他、愛知県内には、朝鮮学校、ブラジル人学校をはじめとする外国人学校やインターナショナルスクールもあります。

◆ 行政の子育て制度について情報提供を

子育てサポートのために短期滞在の在留資格で、親族を本国から呼び寄せるケースがあります。また保育園や幼稚園などに行かせず、同じ国出身のベビーシッターなどに預ける人も多くいます。こうした、外国人特有の子育てのインフォーマルな社会資源※についてよく理解することが必要ですが、世帯の状況によってはフォーマルな社会資源につないだ方がいいケースもあります。

日本人には比較的知られるようになったサポート制度(ファミリー・サポート・センター事業(→P.24)、産前・産後ヘルパー派遣事業(→P.24))などについては、日本語でしか活用できないところがほとんどですが、外国人保護者も利用可能です。まだまだ外国人に知られていないことが多いので、積極的な情報提供が必要とされています。その際、通訳の有無についての確認、情報提供や派遣の調整も忘れずに行いましょう。これらの制度については、各市区町村の子育て関連窓口にお問い合わせるとよいでしょう。

※ 社会資源: 社会福祉分野において、ニーズを充足するために用いられる有形、無形の資源を指す総称で、制度や施設、資金、人材、技能や知識などが含まれます。

◆ 子育て支援の情報提供をしよう

近年、地域で子育てをする時代になっています。市区町村役場にはフォーマルなサービスと地域が主催するインフォーマルなサービスが数多くあります。しかし出産後、育児中の外国人の親が情報を入手することはなかなか難しいので、相談者に対しては市区町村役場へ相談するように情報提供するとともに、市区町村役場へもあらかじめこういった相談者が行くことを連絡するなど、丁寧な連携が大切です。

また、外国人保護者向けの日本語教室や、子どもたちのための日本語教室・放課後教室については国際交流協会(→P.102)にお問い合わせれば、情報が得られます。



外国人の子どもたちのための放課後教室
・トライシクル(名古屋市中区)
写真提供: フィリピン人移住者センター

相談者：病院の医療ソーシャルワーカー 対応者：外国人相談窓口



ブラジル人女性が、生後間もない赤ちゃんを連れて病院に来ました。女性は、健康保険に未加入で、子どもの医療証も持っていないため、全額自費で払うこととなり、とても困った様子です。詳しく話を聞くと、まだ出生届も出していないようで、子育てに必要な支援が受けられていない状況でした。



- ◆ 子どもを出産後、必要な福祉サービスを受けるために次の手続きをします。
 - ・市区町村役場に出生届けをする
 - ・親が加入している健康保険証を提示し、子どもの医療費助成のため医療証を受け取る(→P.23⑩)
 - ・児童手当の申請をする(→P.24⑯)
- ◆ 親が公的保険に加入していないと、子どもの医療費助成は受けられず、全額自己負担となります。なぜ公的な医療保険に加入していないのかを確認し、加入要件を備えている場合は手続きすることを促しましょう。
- ◆ 市区町村役場への出生届けをしていない場合は、外国人の場合の手続きやよくある事情(→P.27)について医療ソーシャルワーカーに伝えた上、本人にも丁寧に説明し、手続きのためのきめ細かいサポートをしましょう。
- ◆ 念のため、母子健康手帳を持っているかどうか確認し、持っていない場合は併せて市区町村役場に相談するように伝えましょう。

親の公的保険の加入状況について確認する

なぜ健康保険に未加入なのか、その背景を明らかにして、加入手続きのサポートまたは、手続きを支援してくれる機関につなぐことが必要です。こうしたケースの場合、以下の二つのパターンが考えられます。

① 健康保険の加入資格があるのに、加入していない

親が国民健康保険や健康保険(→P.46)等の公的保険に加入していないと、子どもの医療証が発行されません。また、保険料の滞納などで保険証が使えない場合でも、医療証が利用できないことがあります。外国人の中には、制度について知識がなく、仕事を辞めて健康保険の資格をなくしたり、離婚を機に夫の扶養から外れたりして、その後、国民健康保険等への切り替えの手続きをしないままいたりすることもあります。そして、体調不良や妊娠等をきっかけに保険に加入していないことに気づく人もいます。また、市区町村の窓口で説明を受けていても、言葉の違い等から理解できず、放置してしまうケースもあります。そのため、通訳を交えて、きちんと説明しましょう。

② 親に住民登録がなく、健康保険に加入できない

国民健康保険は、3か月を超える在留期間がある外国人には加入資格がありますが、深刻なのは、在留資格がないため、住民登録ができないケースです。この場合、親が在留資格取得の手続きをする必要があります。

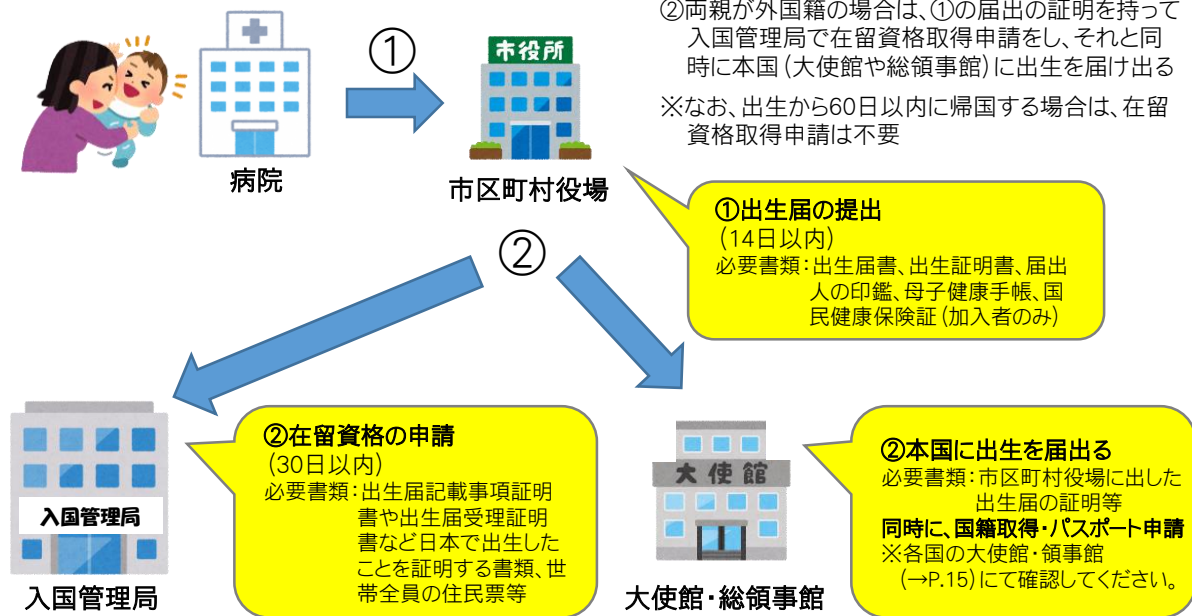
母に在留資格がなくても、父に在留資格がある場合は、父の認知によって在留が可能な場合があります。また、子どもの実父が日本人の場合は、子どもも日本国籍の取得が可能になり、その日本国籍の子どもを養育する母も在留資格が得られ、住民登録ができる場合もあります。在留手続きについては、入国管理局(→P.14)の他、弁護士会や行政書士会等に相談するとよいでしょう。

外国籍の子どもの出産後の手続き

外国人が日本で出生したときは、日本人と同じく、市区町村役場での出生届の提出が必要です。

しかし、外国人の親の中には、出生届や在留資格取得の手続きについて理解できず、あるいは出産後の慌たしさから手続きができなくなってしまうケースがあります。出生から14日以内に市町村に出生届を出して住民票に登録する必要がありますが、出生から60日を超えて日本に在留する場合は、子どもについても在留資格の取得許可の申請を出生から30日以内にしなければなりません。子どもが在留資格を取得しない場合は、子どもの福祉サービスを受けられなくなるので注意が必要です。その間に、本国への子どもの出生届の提出、パスポートの作成など、大使館・総領事館（→P.15）での手続きも必要です。

◆ 外国籍の子どもの出産後の手続きの流れ



◆ 出生届が出されていないのはなぜ？

以下の理由等から、出生届が出されていない場合があります。

- ・未婚で出産した母が、子どもに父の苗字を名乗らせたい

- ・日本人と婚姻中の外国人女性が、夫以外の男性の子どもを出産し、夫の戸籍に入れたくない 等

しかし、出生届が出せない状況が続くと、子どもが福祉サービスを受けられない状況が続くこととなります。子どものことを考えて、必要なサービスを受けられるようにするにはどうすればいいか、まずは本人と一緒に考えましょう。一度は出生届を出して、後で変更手続きを行うなどの方法もありますので、または市区町村の関連窓口とも相談しましょう。

外国人の母親が懐妊ないし出産した場合は婚姻関係にない日本人の父親が認知することで、子どもが日本国籍を取得できる場合もあります。必要に応じて弁護士などの専門家に相談するとよいでしょう。また、母子ともに外国人の場合は、本国の手続きも必要になりますので、その際は大使館・総領事館（→P.15）を確認しましょう。



「戸籍及び住民票に記載のない児童に関する児童福祉行政上の取扱いについて」

厚生労働省・内閣府（2007（平成19）年3月22日付け事務連絡・2016（平成28）年10月21日付け事務連絡）母の離婚後300日以内に生まれるなどの理由で、戸籍・住民票に記載されていない子どもについても当該市町村に居住している実態が確認できれば、児童福祉等の対象となるとされています。母子保健については、住所要件がないことから、戸籍・住民票における記載の有無にかかわらず、当該市町村に居住している実態を確認できれば対象となるとされています。

親が子どものためを思って叱ったことが

・・・実はよくない！

しつけ・児童虐待

相談者：外国人相談窓口 対応者：児童相談所



中2の息子の父（中国）が「突然、児童相談所が来て、あなたがしていることは虐待と言われるだけで、話も聞いてもらえない。」と来所されました。

息子は、学校を休んで、夜中にゲームセンターにいたことが増えてきました。そこへ父が迎えに行った時に、大声で叱り、連れて帰ったことがあるとのことでした。父は、「虐待ではなく、しつけの一環だ。児童相談所は信用できない。他に相談できる場所はないか」と訴えています。

息子は、日本語会話には問題ありませんが、中国語は片言です。一方、父は日本語が苦手です。また、児童相談所が家庭訪問した際の通訳は、小5の次男がしていたそうです。



- ◆ 「しつけ」と「虐待」との違いをしっかりと説明し、日本の法律の考え方等を理解してもらう必要があります。外国人の親がしつけと思っている、日本では虐待とみなされることがあります。
- ◆ 児童相談所の役割、特にどんな相談機関なのかを最初にしっかりと説明しましょう。
- ◆ 親子間、家族間で、使用する言語が異なることがあります。特に日本で生まれ育った子どもは日本語で、親は母国語で日常生活を送っているケースがあります。それを理解した上で、双方に働きかける必要があります。
- ◆ 子どもに通訳をさせることは、精神的な負担がかかると言われています。場合によっては、子どもの発達にも大きな影響を与えますので、通訳者を利用して相談対応しましょう。

「しつけ」と「虐待」との違い

児童虐待とは、保護者（親、養育者、同居の恋人含む）が子どもの心や身体を傷つけ、子どもの健やかな発育や発達に悪い影響を与えることをいいます。「虐待」の判断は、常に子どもの視点・立場で考えます。虐待は以下の4種類に分類されています。

身体的虐待	身体に傷（打撲、あざ、骨折、火傷）を生じさせる行為。生命に危険を及ぼす行為（首を絞める、投げ足、縄などで拘束する。乳児を激しく揺さぶる）など。
心理的虐待	暴言、脅迫、無視、兄弟の間で差別的な扱いをする。配偶者や他の兄弟への暴力行為を子どもに見せること（DV）など。
ネグレクト	極端に不適切な生活環境、食事を与えない、衣服が極端に不適切、家や車の中へ置き去りにするなど。必要な医療を受けさせない（医療ネグレクト）、学校へ行かせない（教育ネグレクト）、同居人などによる虐待の放置など。
性的虐待	子どもへの性的行為。性器や性的な行為を見せる。子どものポルノ写真を撮るなど。

児童虐待の相談件数は増加傾向で、外国人の親子間にのみ発生しているわけではありません。（2016（平成28）年度相談対応件数は約12万件）。増加の背景は、核家族化や地域のつながりが希薄になり、子育てに祖父母や地域の支援が得にくい社会になってきたことや、虐待に対して地域の関心が高まったことも挙げられます。

外国人については、母国の文化、宗教、子育てへの考え方などの違いから、母国では常識とされていた行為も日本の法律では児童虐待と捉えられてしまう場合があります。例えば、不就学の子どもで、子どもが学校へ行きたいと言っているのに、家の手伝いをさせる等の親の都合で、学校に行かせないことは、教育ネグレクトにあたります。また、親の仕事の都合で、夜間子どもたちだけで留守番をさせることも、子どもの安全を損なう行為として虐待とみなされる場合があります。外国人の場合、日本の法律をよく理解していないことが多いので、丁寧に説明することが必要です。また、周囲から孤立しやすい環境である時は、適切な子育て相談機関につなぐようにして、子育てしやすい環境を作りにしましょう。

児童相談所の役割

このケースでは、父は児童相談所に対していいイメージを持てなかったようですが、児童相談所は子どもに関する様々な専門職が相談に応じる親子の専門相談機関です。虐待の対応だけでなく、以下のように子ども本人、家族の相談に対応しています。また、市町村、福祉事務所、保健所、学校、警察、関係機関、地域機関とも連携して、家庭、子どもの相談に対応しています。

子どもの保護者や家庭・その他周囲からの幅広い相談を受け付ける窓口	
相談機能	養護相談 保護者の家出、死亡、離婚、入院、稼働、服役等による育児困難児、遺児、迷子、虐待を受けた子ども、養子縁組についての相談など
	保健相談 未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他疾患(精神疾患)等を有する相談など
	障害相談 肢体不自由、視聴覚障害、言語発達障害等、重症心身障害、知的障害、自閉症等の発達障害の相談など(→P.62)
	非行相談 < 犯相談(虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等、問題行動(飲酒、喫煙))、触法相談
	育成相談 性格行動相談(友達と遊べない、落ち着きがない、家庭内暴力、行動上の問題)、不登校相談、適性相談、育児・しつけ相談など
一時保護機能	家庭での虐待で子どもの心身に問題が見られた場合、また保護者の死亡や家出などの問題で子どもの保護が必要となった場合や、親の入院や養育できない事由により一時的に子どもを預かる機能。
措置機能	児童福祉司等が子どもやその保護者を指導する機能。また指導による改善が見られない場合など、家庭で子どもを養育することが難しい場合は、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設等の児童福祉施設への入所、里親への委託を行う場合があります。

親子間、家族間の言語のズレ

成長するにしたがって、親子でお互い「何を考えているかわからない!」と感じることはあるかもしれません。特に、親子で使用する言語が異なるとそのすれ違いが大きくなりがちです。お互いを理解しあい円滑なコミュニケーションの手助けとして、日本語教室や母語教室(→P.107)を情報提供してみるのもよいでしょう。

◆ 県内の日本語教室

こちらのアドレスから県内の日本語教室が検索できます。

URL: <http://www2.aia.pref.aichi.jp/resource/j/class/classtop.html>

児童虐待の案件を子どもに通訳させることについて

親が日本語のできる子どもに通訳させることは、以下の観点からふさわしくありません。

- ① 子どもが親の相談内容で、心に深い傷を負う可能性
- ② 親が子どもの手前、本当のことを言わない可能性
- ③ 相談員が子どもに配慮して親に必要な助言ができない可能性

また、子どもが親の相談内容や相談員の対応方法を知ってしまい、今後の親子関係がぎくしゃくすることもありますし、子どもが正確に通訳することができないこともあります。さらに、子どもが通訳することに精神的な苦痛を感じるようになってくると、心身の発達や人間関係、勉強、進路にも悪影響を及ぼす場合もあります。子ども、親、相談員にとって、子どもに通訳させることはデメリットが大きいです。

児童相談所などの関係機関と話をする際、子育てに関する母国の文化や考え方や姿勢など、相容れない部分が見受けられますが、通訳を交えて粘り強く話し合い、子どものために一緒に良い方向に向かうように考えていこうという姿勢が大切です。その観点から、子どもの相談に詳しい通訳を利用するようにしましょう。



外国人の子どもの貧困

近年「子どもの貧困」が社会問題になっています。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会にするため「子どもの貧困対策の推進に関する法律（略称：子どもの貧困対策法）」では、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援等の施策を講じており、今地域では「学習支援」や「子ども食堂」など子どもの生活を豊かにする様々な取り組みが行われています。

さらには親に本国から呼び寄せられて、環境の変化から家族関係が不和になったり、突然新しい家族と暮らさなければならなくなったりして、複雑な家庭環境で生きていかざるをえない子どももいます。就学年齢になってから来日した子どもの中には、日本語が理解できず授業についていけなかったり、習慣の違いなどから学校生活になじめなかったり、さらには不登校になってしまう子どももいます。

こうして学校でも家庭でも居場所がなくなってしまった子どもたちは、社会で生きるために必要な学力、日本語能力や知識を身につけることができず、日本で安定した職に就くことも困難になります。

こうした外国の子ども達を支えるためには、就学前の子ども達をサポートするプレスクール（→P.129「多文化ってこういうこと＝子どもの教育編＝」）や外国人の子どものための学習支援教室につないたり、国際交流協会やNPOが実施している多言語の進路説明会への参加を促したりして、子どもが明るい未来をイメージして、努力できるような支援が求められています。また、経済的に困窮している世帯の子どもには、生活困窮者自立相談支援機関などの相談窓口につなぐことも必要でしょう。経済的な問題で学校に関わる費用を捻出できない子どもについては、就学援助（→P.24）を案内したり、高等学校や大学の進学を考えている場合には、就学支援金や各種奨学金に関して情報提供してみるのもよいでしょう。

子どもの貧困は、家族だけの問題ではなく社会全体の課題です。外国人の子どもについても同様に、地域全体で取り組まなければならない課題となっています。

